

日本共産党品川区議会議員

**菊地貞二**

週刊区政ニュース第335号

07年05月20日発行

## 都営住宅の廃止は公的責任の放棄

# 建て替えて住宅確保を！

廃止の理由として：

- ①老朽化していること、
- ②浴槽もなく設備水準が低いこと、
- ②敷地がせまくて建てかえが困難であること

など3点をあげていますが、そもそも都営住宅は憲法25条の生存



林町アパート

権保障に基づいた「公営住宅法」によって供給・管理されているもので、公営住宅の供給・

戸の都営住宅がありません

**東品川第二都営住宅の一般応募倍率は386倍**

品川区には3578戸の都営住宅がありますが、新規建設を行わないため、空き家になっ

管理は住民の居住権を保障する国・自治体の重要な仕事です。

新規の建設が無い中で林町アパートを守ることはとても重要です。



## 住まいは人権 憲法の精神を守りぬこう

大井林町アパートおよび大井第二伊藤町アパートの両都営住宅の廃止が住民に通告され、多数の方から「品川に住み続けたいが、どうにかならないか」との相談が相次いでいます。

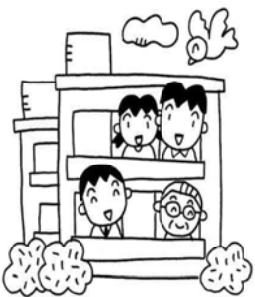
た住宅の供給だけとなり、最近の応募倍率を見ても06年度は平均55・1倍にもなっています。しかも都民の貧困と格

差は拡大し“年金暮らしで家賃が払えない”などで滞納者が激増し、

安価な家賃で居住が可能な都営住宅・区営住宅が今ほど求められているときはありません。こうした中で、伊藤町、

林町の112戸を廃止することは、現在の居住者のみならず全都民の生存権を奪うに等しいものです。

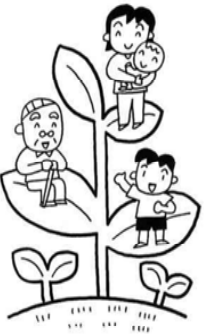
私は廃止ではなく、建て替え増設を求めていきます。



### 国民生活全体に影響

1950年に制定された公営住宅法は、幅広い国民を対象とした住宅の供給を目指して

いました。それが憲法にもとづく、国の責任だと考えられたからです。



安価で良質な公共住宅が一定のシェアを占めれば、それは民間の住宅にも影響をあたえ、

結果として、国民全体の住生活の改善・向上へとつながります。

「貧困化」「格差社

### 住環境改善に向けて全力

住まいが権利である

ことは、世界人権宣言や、日本政府も批准している国際人権規約・社会権規約も認めています。最近でも、19

96年に開催された国連人間居住会議は、負担可能な費用で、安全で健康的な住宅に住む国民の権利や、住環境

会」が問題となっていていま、公共住宅の役割はますます大きくなっています。

改善への住民参加など、

国民の「適切な住まいに住む権利」を確認する「イスタンブール宣言」を改めて採択しました。その後10年間に

この宣言に真つ向から反しています。日本共産党は、「住まいは人権」「住民こそ主人公」という立場をつらぬく



党として、国民の住環境の改善、豊かな居住環境の実現へ、国民のみなさんの運動と力をあわせてがんばります。

## 無料法律相談会 (生活相談は随時)

ところ すずらん通り事務所

日時 次号掲載

午後6時～8時



前田まゆみ TEL 0742-000100 まゆみの電話相談ボックス。